平成２２年（フ）第４２号
鳥取県境港市弥生町213番地　県営弥生団地１棟102号
債務者　木村　安夫
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第２６４号
広島県東広島市西条中央３丁目14番15号
債務者　上　　弘樹
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７０号
広島市南区向洋大原町11番22―104号
債務者　大島　竜之
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３５０号
広島市西区井口１丁目２番41―505号
債務者　高間　勇治
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４２５号
広島県廿日市市峠1463番地２
債務者　名越智恵美（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４３１号
広島市佐伯区五日市中央３丁目９番８―201号
債務者　北野千栄子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４３８号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張5013番地の７
債務者　糸賀　昭博
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４３９号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張5013番地の７
債務者　糸賀富代子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４４２号
広島市中区加古町14―13シュロス住吉304、住民票上の住所広島市中区住吉町８番２―303号
債務者　半田　千津
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４５１号
広島市安佐北区口田南２丁目24番７号
債務者　渡部　秀美（旧姓綾部）
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４６９号
広島市安佐南区西原２丁目19番39―203号
債務者　至極　佳史
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５４７号
広島市佐伯区城山２丁目２番17号　Ｂ棟101号
債務者　大枝志津子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８２号
山口県下関市生野町２丁目37番20―302号
債務者　平嶋　貴之
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第８８号
山口県下関市一の宮住吉２丁目８番28号
債務者　伊秩　清吾
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第８９号
山口県下関市一の宮住吉２丁目８番28号
債務者　伊秩妃佐子
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第９２号
山口県下関市伊倉新町３丁目２番３号　アレイ102号、前住所山口県下関市安岡駅前１丁目５番13号
債務者　小坂ゆかり
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第９７号
山口県下関市笹山町３番９号、前住所山口県下関市春日町６番18号
債務者　金子　晴雄
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで　山口地方裁判所下関支部破産係